

(2) 会社の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方については、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。(所得が少ない方については、7割軽減となります。)

<注意>※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

※令和4年4月1日時点で、既に制度加入後2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。

後期高齢者医療の保険料決定通知が届きます

7月上旬に令和4年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。

【保険料のお支払い方法】

- ・特別徴収(年金からの納付)
- ・普通徴収(口座振替または納付書での納付)※特別徴収とならない方のみ

※納付書が同封されている方は、納め忘れがなく、納付の手間のない、便利で安心な口座振替がおすすめです。
口座振替ご希望の方は、以下のものをご用意の上、町民課⑤窓口へお越しください。

※口座振替の手続きに必要なもの・・・届いた納付書一式、通帳、通帳印

令和4年度は後期高齢者医療被保険者証を2回お届けします

令和4年10月1日から、後期高齢者医療制度の医療費の窓口における自己負担割合に、これまでの「3割」と「1割」に加え、新たに「2割」が新設されます。

これに伴い、令和4年度は、後期高齢者医療に加入されている全ての方について、被保険者証の更新が2回行われます。

1回目：7月にお届けする被保険者証(ねずみ色)

- ・有効期限が令和4年9月30日までです。
- ・8月1日から使用できます。

2回目：9月にお届けする被保険者証(水色)

- ・有効期限は令和5年7月31日までです。
- ・10月1日から使用できます。
- ・負担割合が変わらない方にも再度、更新したものをお届けします。

※10月1日からは2回目に届いた被保険者証(水色)を病院や薬局などの窓口に提示してください。今お持ちの被保険者証(紫色)や1回目に届いた被保険者証(ねずみ色)は有効期限以降、ご自分で破棄くださるか、町民課⑤窓口へご返却ください。破棄の際は、お間違えのないようご注意ください。